

## 平成29年第10回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年11月10日（金）  
午前10時02分から午前11時25分
2. 早島町役場 2階第1会議室
3. 出席委員 12名
4. 欠席委員 なし
5. 傍聴人数 なし
6. 議事日程
  - (1) 農用地利用集積計画について
  - (2) 農地法第3条（所有権の移転）許可申請について
  - (3) 農地法第3条（使用貸借権の設定）許可申請について
  - (4) 農地転用事業計画変更承認申請について
  - (5) 農地法第5条（所有権の移転）許可申請について
  - (6) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
7. 農業委員会事務職員 2名

【午前 10 時 02 分】

事務局

皆さんおはようございます。私、建設農林課の●●と申します。本日、事務局長が不在ですので、代わりに出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

また、10月から採用されました●●が、今回の会議から出席します。これからよろしくお願いいたします。

事務局

初めまして。●●と申します。よろしくお願いいたします。

事務局

それでは、ただいまから平成29年度第10回早島町農業委員会を開会いたします。

初めに、●●会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長

皆さん、おはようございます。

委員会も2カ月ぶりで、何か久しぶりのような気がします。

今年の稲刈りは、皆さん本当に大変だったと思います。もう、刈る前から大雨ばっかりで、前潟のほうでは、長靴沈むぐらいな格好でやられたんじゃないかと思います。刈った後で、やっぱり私も、うちは割かし下は早く乾くようなんですけども、ところどころ倒れてまして、結構日にちが、時間がかかりました。米が多いんです、いつもより。皆さんも多かったと思いますが、どうだったんですか。ちょっと大きな袋、今まであった分で足りなくて、紙の袋へ入れました。豊作じゃったんじゃないかなと思うんですけど、私の作りがよかったかもわかりません。それは冗談ですけど。

そういうことで、前回も申し上げましたけども、来年の予定もまたありますが、この間も言ったように、来年の改選の方法をどのようにやるかについて、今日報告があるかどうかわかりませんけども。

もうあと本当に半年ちょっとの委員会でございますけど、どうにか、やはり早島町も腹をくくっていただかにゃあいけんことはしょっちゅう申し上げとるんですけども、なかなか前潟の件をどのようにされるかわからんと。指定地区だけで、そのまま放っとくと水路も何もできないということで、農家の方、本当に困ったことになっております。

また、ほかで聞いたんですけど、50戸連たんをもうやめると、県のほうが言っているらしいです。やめてもらわないと、我々も立ち会いで困るし、地権者も困ります。

本当に50戸連たんに挟まれてでできたら、わらも燃やせない。煙出したらやっぱり負けですからね、民事裁判じゃ言われたらやっぱり出したほうが負けになるんですよ。本当に住民本位の状態になってきてますから、農家が作付できなく

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>なるような状態になってくると思います。</p> <p>変な話になりましたけど、そのことだけ報告させていただきたいと思います。それを早く、５０戸連たん、もうすぐ来年でもやめてほしいです。周りも助かるでしょう、立ち会いをすると。事務も大変だと思います。 以上です。</p>                                                                                                                                                                                                                 |
| 事務局 | <p>ありがとうございました。それでは、初めに会議の成立についてご報告させていただきます。本日、在任委員数１２人中、皆さんご出席ですので、農業委員会等に関する法律第２１条３項により、在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。</p> <p>それでは、早島町農業委員会会議規則第４条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、ここからの議事進行は●●会長をお願いいたします。よろしくをお願いします。</p>                                                                                                                              |
| 議長  | <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名を行います。私のほうで指名してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議長  | <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、議事録署名委員は、１２番の●●委員、１番の●●委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、日程１の議案第３１号・番号１５農用地利用集積計画を議題といたします。</p> <p>事務局、説明方お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                 |
| 事務局 | <p>それでは、議案書２ページをご覧ください。</p> <p>こちらの計画が早島町に提出され、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の決定を受けたいため農業委員会に協議がございました。</p> <p>それでは、３ページをご覧ください。</p> <p>番号１５についてですが、利用権の設定を受ける者は、●●番地の●●さん、利用権を設定する者が、●●番地にお住まいの●●さんです。</p> <p>利用権を設定する土地は、●●番、地目が田、面積が〇〇平米です。</p> <p>位置図は４ページとなっております。</p> <p>設定する利用権の種類は賃貸借権で、存続期間は３年、始期が平成２９年１２月１日からの設定です。こちらは利用権の再設定となっております。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議長  | <p>それでは、ただいまの説明に関して、現地確認の結果を７番●●委員からよろ</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>しくご報告お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 7 番 | <p>先日、現地確認してまいりました。</p> <p>まず、地図の場所の説明でございますが、真ん中に噂島団地がございます。その西側になります。今現在はまだ稲刈りをしておりませんで、稲が立っているという状況です。来年も作付されるものと思われます。問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>                                                                                                                     |
| 議長  | <p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。利用権ですから質疑はないと思いますけど、いかがですか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>                                                                                                                                                                        |
| 議長  | <p>ないようでありますので、その他のご意見等はいかがでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>                                                                                                                                                                                                                 |
| 議長  | <p>ご意見もよろしいですか。</p> <p>ないようでありますので、議案第31号・番号15農用地利用集積計画については承認したいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>                                                                                                                                                                |
| 議長  | <p>ないようでありますので、議案第31号・番号15農用地利用集積計画については許可相当に決定いたしました。</p> <p>続きまして、日程2 議案第32・番号8 農地法第3条・所有権の移転許可申請 を議題といたします。事務局、説明してください。</p>                                                                                                                                           |
| 事務局 | <p>議案書5ページをご覧ください。譲り受け人が●●番地の●●さん、譲り渡し人が●●番地にお住まいの●●さんです。</p> <p>土地の所在地は●●番、地目が田、面積が〇〇平米です。位置図は6ページとなっております。</p> <p>続いて、議案書5ページ、下の議案第33号農地法第3条使用貸借権の設定許可申請についても説明させていただきます。</p> <p>使用借人は●●番地の●●さん、使用貸人が●●にお住まいの●●さんでございます。</p> <p>土地の所在地は●●番、地目が田、面積が〇〇平米です。位置図は先ほどご覧</p> |

いただいた6ページです。

●●についてですが、農地法2条で定める農地所有適確法人の資格を満たす法人であり、申請時点では当法人の耕作面積はありませんが、議案第32号と33号を合わせ〇〇平米、また今月倉敷市農業委員会へ〇〇平米の農地法3条の許可申請をしており、こちらと合わせると下限面積5反以上の農地取得となります。許可日については倉敷市と連携し、同日付で許可をする予定です。

議案第32号・番号8及び議案第33号・番号1の説明は以上です。

議長

それでは、ただいまの説明に関して、現地確認の結果を、再度7番●●委員からよろしくお願いいたします。

7番

まず、地図の説明、場所でございますが、地図の一番左、西になります。●●と書いてある、矢印のあたり。ここは今、●●の建設中の場所となります。今回の案件、青い部分の土地は、●●に隣接する南側の土地となります。赤い土地も続きでございます。今現在は、●●さんがここでビニールハウスを建てて苗とか花とかつくっておられます。これはもう約15年以上前からここで仕事をされているということです。法人、会社が持つということに関しましてということは、私、よくわかりませんが、もう15年以上前からここで事業をされているということと特別問題は発生しないと思われまします。以上です。

議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

議長

ちょっとよろしいですか。この●●さんが借りて、温室もまたこれで継続してやられるんですね。

7番

それは●●さんから直接何も話は聞いておりませんので、そのところはちょっと何とも私にはわかりませんです。

事務局

そのように事務局は伺ってます。

10番

南のハウスがあるが、●●がしている。あそこは何か売らんじゃないですか。売るか、貸すか。今度の今都が話している。

議長

その辺よくわかりません。

7番

よろしいですか。

先ほどの説明にちょっとつけ加えますと、今、●●さんがおっしゃってるのは、

この地図でいいますと青い土地、赤い土地でございますね。そのすぐ南側に用水が流れております。その用水のその南側に約3棟か4棟、また同じ●●さんが土地を借りてハウスを建てて、同じように苗をつくったりしております。

5 番                    ●●ですか。場所は船倉の信号のところにある食べ物や野菜の苗の販売をしているところですか。

10 番                  そうです。

5 番                    そうですか。ありがとうございます。

議長                   その他ありませんか、質疑は。

                          〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長                    ないようでありますので、その他のご意見等はいかがですか。

                          〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長                    ないようでありますので、議案第32号・番号8農地法第3条所有権の移転許可申請及び議案第33号・番号1農地法第3条使用貸借権の設定許可申請についてを承認したいと思います。いかがでしょうか。

                          〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長                    ないようでありますので、議案第32号・番号8農地法第3条所有権の移転許可申請及び議案第33号・番号1農地法第3条使用貸借権の設定許可申請については許可相当に決定いたしました。

                          何か奥歯にものが挟まった、すっきりいかないというようなことですが。様子を見ましょう。

4 番                    よろしいですか。済んだことですが。この●●さんは、結局ここからどこかへ移転するわけでしょうか。

10 番                    もう●●を買うようにしていると聞いています。

議長                    よろしいですか。それは終わったとき、何でしたら話しましょう。  
続きまして、日程4、議案第34号・番号1農地転用事業計画変更承認申請及

事務局

びを議題といたします。事務局、説明方お願いいたします。

議案書 7 ページをご覧ください。議案第 3 4 号・番号 1 についてですが、申請者は●●の●●さんです。

7 ページ上段の当初事業計画について、9 月 1 1 日開催の農業委員会にてご審議いただき、●●と●●の 2 筆、〇〇平米を露天駐車場として転用許可と決定いたしました。このたび、申請者より 7 ページ下段の承認後事業計画のとおり事業計画を変更したいがため、農地転用事業計画変更承認申請がありました。位置図は 9 ページとなります。

計画変更の経緯についてですが、承認後に借り受け予定である●●は、現在、●●にて大型、中型合わせ 7 台で運送業を営んでいますが、手狭となっており、大型車を 4 台増やす計画があることから、大型車を駐車するための候補地を探していた中で、9 月に●●、●●について、申請者と賃貸借契約を締結しました。

当該計画及び工事の説明を隣地所有者にしている中で、●●、●●の土地の提供の話があったことから、●●において検討したところ、最終的に大型車 1 0 台、中型車 5 台、従業員の通勤者を駐車できる事業所へ統合することとしたため、このたびの事業計画の変更承認申請へと至っております。

拡大部分の農地については、議案書 8 ページをご覧ください。

議案第 3 5 号・番号 1 5 です。譲り受け人が●●番地の●●さん、譲り渡し人が●●番地にお住まいの●●さん、●●番地にお住まいの●●さん、●●番地にお住まいの●●さんです。

土地の所在地は、●●番、地目が田、面積が〇〇平米、●●の田、面積が〇〇平米、●●番、地目が田、面積が〇〇平米で、合計〇〇平米です。農地区分はその他 2 種農地で、位置図が 9 ページとなります。

転用目的が露天駐車場で、申請理由は先ほどご説明したとおりです。

議案第 3 4 号・番号 1 及び議案 3 5 号・番号 1 5 の説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

それでは、ただいまの説明に関して、現地確認の結果を 1 0 番●●委員からご報告をお願いいたします。

1 1 月 7 日だったと思います。確認しました。場所は、●●のすぐ北側、前も申請出た隣で、周りに何にもないし、反対も運送屋が使っています。県道の反対側。ここへ全部移転するんだったら問題ない、前は何か駐車場が少しだけおかしいなと思っていましたが、全部移転するというので問題ないとは思いますが、よろしく申し上げます。

10 番

ありがとうございました。

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長  | <p>これより質疑に入ります。何かこの件に関連して質疑はありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>                                                                                                                                                                                                                      |
| 議長  | <p>質疑がなければ、その他、ご意見等はいかがでしょうか。</p> <p>ご意見等ありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>                                                                                                                                                                                                         |
| 議長  | <p>ないようでありますので、議案第３４号・番号１農地転用事業計画変更承認申請及び議案第３５号・番号１５農地法第５条所有権の移転許可申請についてを承認したいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>                                                                                                                                                          |
| 議長  | <p>異議ないようでありますので、議案第３４号・番号１農地転用事業計画変更承認申請及び議案第３５号・番号１５農地法第５条所有権の移転許可申請についてを承認し許可相当に決定いたしました。</p> <p>続きまして、日程５、議案第３５号・番号１６農地法第５条所有権の移転許可申請を議題といたします。事務局、説明方お願いいたします。</p>                                                                                                          |
| 事務局 | <p>それでは、議案書１０ページをご覧ください。番号１６についてですが、譲り受け人が●●番地にお住まいの●●さん、譲り渡し人が●●番地にお住まいの●●さんでございます。</p> <p>土地の所在地は、●●番、地目が田、面積が〇〇平米です。</p> <p>農地区分は第３種農地で、位置図が１１ページとなります。</p> <p>転用目的が露天駐車場で、申請理由は「自宅から近く、自己所有の自動車の置き場がなく、駐車場を探しております。露天駐車場として購入を検討しております。よろしく願いいたします。」議案第３５号・番号１６の説明は以上です。</p> |
| 議長  | <p>それでは、ただいまの説明に関して、現地確認の結果を１０番●●委員からご報告をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                           |
| １０番 | <p>７日に確認しました。場所が、●●のすぐ向かい、屋敷の向かいです。本当に駐車場に使うなら問題ないと思うし、中古車をたくさん持っているんですけど、車の台数があって駐車場で置くという話なので、駐車場以外に使わなければ問題ないと思います。ですから、駐車場以外にもし使った場合は、何かの取りやめ制度か何とかという話ができるかどうかとも問題かと。一旦駐車場にして、農業委員会、</p>                                                                                    |

農地から手放すと後はどうなるかはわからないから。

実際に中古車、古い分も何台も持とって、それを置くと言いますが、まず古い車を露天では置かないと思います。本当に置きます、駐車場以外には使いませんという誓約書か何かをもらっとくほうがいいんじゃないかなと思います。それ以外には使えませんというような何かがあれば問題ないと思いますが。

議長

事務局はそれできるか。

事務局

出してもらうことは可能だと思います。いやと言われたらそこまでですが。必須の書類ではないですけども。

1 番

それでも、出してもらったからといって法的拘束力があるわけじゃないでしょう。

事務局

そうなんです。

11 番

全くないでしょう、法的な拘束力って。

10 番

順番に買って行って、分譲でもしょうかないう考えなのかなと思っていたり。

1 番

最初は駐車場で使うのだと思いますよ。

議長

もう、質疑はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長

それでは、その他のご意見等も、今のでよろしいでしょう。いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

一応、●●、考えてみて。

事務局

はい。

議長

誓約書、それ書いたからといって、それをずっと守れるということもないからな。最初だけよな。

質疑も質問も終わりました。それでは、ないようでありますので、議案第 35 号・番号 16 農地法第 5 条所有権移転許可申請については承認したいと思います。

いかがでしょうか。異議ないでしょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議ないようでありますので、議案第35号・番号16農地法第5条所有権の移転許可申請についてを承認し許可相当に決定いたしました。

続きまして、議案第35号・番号17農地法第5条所有権の移転許可申請についてを議題とします。事務局、説明方お願いいたします。

事務局

それでは、議案書12ページをご覧ください。番号17についてですが、譲り受け人が●●番にお住まいの●●さん、譲り渡し人が●●番地にお住まいの●●さんでございます。

土地の所在地は、●●番、地目が田、面積が〇〇平米です。

農地区分は第3種農地で、位置図が13ページとなります。

転用目的が診療所と車庫で、申請理由は「現在●●医院を開院していますが、駐車場が不足し患者や地域に迷惑をかけていることから、現在の位置より近く、敷地の大きさも十分な申請地に移転することにいたしました。ご協力をお願いいたします。」議案第35号・番号17の説明は以上です。

議長

それでは、ただいまの説明に関して、現地確認の結果を4番●●委員からお願いいたします。

4番

11月8日に現地確認に行きました。

場所は、その前潟の二間川の筋をずっと東に行って、今やめられてますけど●●の真南です、川を挟んで。これがトータルしたら6反か7反ほどあるんじゃないかなというふうに思うんですけど。そこをさっき事務局のほうで言われたように、●●の先生がこっちへ移転するということで、周りを見たんですけども、こういう形で両サイドがまだ空いてますから全くよそに迷惑をかけることもないし、問題ないんじゃないかなと。川があるから、これ橋もつけかえるということのようですから、近所に迷惑はかからないんじゃないかなと思います。以上です。

議長

ありがとうございます。

●●さん、この一番南は道路ですか。

4番

いや、川です。

●●さんが亡くなった時に葬式の後に行きました。そこで目の前でできるかと話をしたのですが、もう田んぼをする気がなかったです。ですから、誰かにして

|     |                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | もらえばいいのではと話しましたが、そういう●●先生の話もあって、もうそっちへ思い切ったのかなと思います。                                                                                                                                                                                         |
| 議長  | そりゃもう、みんな親が死んだら皆売る。                                                                                                                                                                                                                          |
| 4 番 | 家の前で7反もあれば仕事がしやすいと思いますけどね。問題はありません。                                                                                                                                                                                                          |
| 議長  | ありがとうございました。<br>これより質疑に入ります。その中で何か質疑はありますか、この件について。<br><br>〔「なし」と呼ぶ者あり〕                                                                                                                                                                      |
| 議長  | ありませんか。<br>それでは続いて、その他のご意見等もよろしいですか。<br><br>〔「なし」と呼ぶ者あり〕                                                                                                                                                                                     |
| 議長  | ご意見もないようでありますので、議案第35号・番号17農地法第5条所有権の移転許可申請については承認したいと思います。いかがでしょうか。<br><br>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕                                                                                                                                                   |
| 議長  | ないようでありますので、議案第35号・番号17農地法第5条所有権の移転許可申請についてを承認し許可相当に決定いたしました。<br>続きまして、日程6、報告第21号・番号9農地法第3条の3第1項の規定による届け出についてを事務局から説明方お願いいたします。                                                                                                              |
| 事務局 | それでは、議案書14ページをご覧ください。<br>番号9についてですが、こちらは●●番地にお住まいの●●さんが、相続により所有権を取得したことによる届け出となっております。<br>取得した土地は、●●番、地目が田、面積が〇〇平米、●●番、地目が田、面積が〇〇平米です。<br>位置図は15ページとなります。<br>こちら日程6の報告第21号・番号9については、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。<br>番号9の説明は以上です。 |
| 議長  | ありがとうございます。                                                                                                                                                                                                                                  |

|      |                                                             |
|------|-------------------------------------------------------------|
|      | これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。                                    |
| 議長   | ちょっと私のほうから。一応相続で●●の人がもらわれるというんですが、結構なのですが、後どうされるのかね、管理を。    |
| 10 番 | 管理は僕が作ります。                                                  |
| 議長   | それならよろしい。きれいにしてあげてください。<br>誰か、ほかの質疑ありますか。                   |
|      | 〔なし〕と呼ぶ者あり〕                                                 |
| 議長   | その他のご意見もよろしいですか。                                            |
|      | 〔「なし」と呼ぶ者あり〕                                                |
| 議長   | ないようでありますので、以上で報告第21号・番号9を終わります。<br>それではその他について事務局からお願いします。 |
| 事務局  | 次回の農業委員会は12月4日月曜日、午後4時からを予定しております。<br>場所は2階の第一会議室です。        |
| 議長   | 以上で本日の議案並びに報告事項は全て終了しました。<br>第11回早島町農業委員会を閉会いたします。          |